

令和8年3月26日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
〔担当：保健医療係〕
〔電話：06-6208-7591～7593〕

被扶養者認定における収入確認の取扱いについて

事実発生日（認定日）が令和8年4月1日以降となる被扶養者の認定において、労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者認定における年間収入の確認方法が変更となります。

また、令和5年11月30日付けでお知らせしました「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについては、特例的な措置（当面の対応）ではなく、恒久的な取扱いとなりました。

さらに、昨今、株式等の資産運用を取り巻く状況の変化や多様な働き方により個人事業者、個人事業主、自営業者、フリーランス（以下、あわせて「個人事業者」という。）となるご家族が増加している中で、年間収入の取扱いについて当組合へ多数のお問い合わせをいただいていることを踏まえ、当組合での取扱いを整理しました。

つきましては、次のとおりお知らせしますので、ご参照いただき引き続き適正な届出にご協力をお願いします。

記

1 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者認定における年間収入の取扱いについて

被扶養者の認定における労働契約内容による年間収入が基準額未満^{※1}である場合の「年間収入」の取扱いについて、事実発生日が令和8年4月1日以降の「新規被扶養者認定」又は「被扶養者の認定の適否に係る確認（扶養状況確認調査）（以下「検認」という。）」における取扱いを以下のとおり変更します。

（1） 変更年月日

令和8年4月1日 ※事実発生日（認定日）

（2） 取扱いの変更内容

労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」や「雇用契約書」等（以下「労働条件通知書等」という。）の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者（新たに被

扶養者として届け出る者。以下同じ。)に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより認定します。

具体的には、「労働条件通知書等」の賃金^{※2}、所定労働時間及び日数等を確認し、年間収入が基準額未満^{※1}である場合には、原則として被扶養者として取り扱います。

なお、労働条件に変更がある場合には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、当該内容が分かる書面等の提出を求めます。

※1 年額130万円未満(60歳以上の者又は障害年金受給者は180万円未満、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者を除く)は150万円未満)

※2 労働基準法第13条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれます。

(3) 提出書類

認定対象者が給与収入のみである場合に限り、次の書類を提出してください。

なお、既に被扶養者認定されている場合は、改めての提出は不要です。 検認の対象者に該当した場合に提出してください。

課税(所得)証明書に事業所得、年金所得等の給与収入以外の収入がある場合は、変更後の取扱いはできませんので、ご注意ください。

また、事実発生日(認定日)が令和8年4月1日以降であっても、変更前の提出書類が提出された場合又は給与収入以外の収入がある場合は、従前のとおり審査を行います。

【給与収入のみである場合の添付書類】(下線部が変更箇所)

《変更後》

- ・住民票の写しの原本(世帯全員・続柄入り)
- ・認定対象者の最新の課税(所得)証明書の原本(高校生(全日制の高校に在学する者)で、収入がない場合は学生証の写しで可。)

・収入確認書類

以下の①・②のどちらかをご提出ください。

①直近3か月分の給与明細のコピー等(就職したばかりで給与明細がない場合は、労働契約の内容がわかる書類のコピー)

②労働条件通知書等のコピー等

注1)労働条件通知書等のコピー、労働条件の変更が確認できる書面のコピー、雇用形態変更証明書、雇用条件証明書等については、いずれも書面にて賃金、所定労働時間及び日数等の記載があり、年間収入が基準額未満であることが確認できるものがが必要です。

また、契約期間が1年に満たない場合は、労働条件通知書等で年間収入の確認ができませんので、上記①の「直近3か月分の給与明細のコピー等」をご提出ください。

注2)労働条件通知書等の交付以降に労働条件に変更があった場合や労働契約

の更新が行われた際（賃金や所定労働日数等に変動がない、単なる契約期間のみの更新を含む）に書面が交付された場合は、最新の労働条件が確認できる書面のコピー又は雇用形態変更証明書、雇用条件証明書等を労働条件通知書等と合わせてご提出ください。

- ・ 最新の課税（所得）証明書に記載の給与収入を得ていた会社を退職している場合は、退職証明書や離職票のコピー等
- * 個々の状況によっては、上記以外の提出書類を求めることがあります。

《変更前》

- ・ 住民票の写しの原本（世帯全員・続柄入り）
- ・ 認定対象者の最新の課税（所得）証明書の原本（高校生（全日制の高校に在学する者）で、収入がない場合は学生証の写しで可。）
- ・ 収入確認書類
例：直近3か月分の給与明細のコピー等（就職したばかりで給与明細がない場合、雇用条件証明書・雇用契約書等のコピー）
- ・ 最新の課税（所得）証明書に記載の給与収入を得ていた会社を退職している場合は、退職証明書や離職票のコピー等

2 「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について

令和5年11月30日付け周知文「「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の取扱いについて」によりお知らせしたとおり、被扶養者（認定対象者を含む。）の収入確認に当たって年額130万円、150万円又は180万円以上の収入が見込まれる場合であっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合、特例的な措置（当面の対応）として、事業主（勤務先）の証明を添付することで被扶養者認定が可能となりましたが、この取扱いについて、特例的な措置（当面の対応）ではなく、恒久的な取扱いとなりました。

つきましては、当組合が作成している別紙1「「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」に関するQ&A」のQ1の回答内容（A1）を更新しました。

なお、具体的な取扱い内容に変更はありませんので、令和5年11月30日付け周知文及び別紙1「Q&A」をご参照ください。

3 被扶養者認定における株式等の譲渡収入の取扱いについて

別紙2「被扶養者認定における株式等の譲渡収入がある場合の取扱いについて」のとおり

4 個人事業者の被扶養者認定基準等について

別紙3「個人事業者の被扶養者認定基準等について」のとおり

5 「被扶養者認定取扱基準」の改訂について

当組合の「被扶養者認定取扱基準」については、令和8年4月改訂予定です。改訂内容等は、後日お知らせします。